

QPI 月次レポート（2026 年 7 月）

2026 年 8 月 17 日

株式会社 QUICK

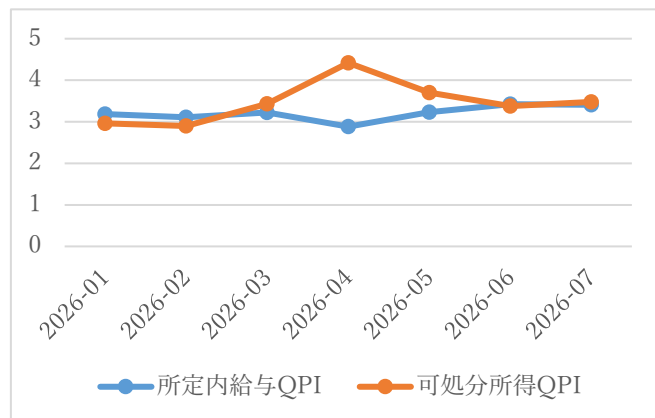
株式会社ペイロール

概要

2026 年 7 月度の日本経済は、基本給のベースアップが定着する中、家計の手取り額も底堅い推移を見せる月となった。最新の 2026 年 7 月分の QPI によれば、所定内給与 QPI は前年同月比+3.41%（前月差-0.02 ポイント）となり、前月と同水準の高い伸びを維持している。また、可処分所得 QPI は前年同月比+3.47%（前月差+0.10 ポイント）を記録した。一方で、各種控除の動向を見ると、地方税 QPI は前年同月比+3.76%（前月差-1.37 ポイント）、所得税 QPI は同+4.39%（前月差-0.35 ポイント）、社会保険料 QPI は同+3.46%（前月差-0.02 ポイント）となった。税および社会保険料の負担は引き続き前年を上回る水準にあるものの、前月の急激な上昇からはやや落ち着きを見せている。総じて、制度変更に伴う控除額の増加要因は存在するものの、それを上回るペースでの給与上昇が継続しており、家計の実質的な購買力は維持されている可能性が示唆される。

高い水準を維持する所定内給与・可処分所得

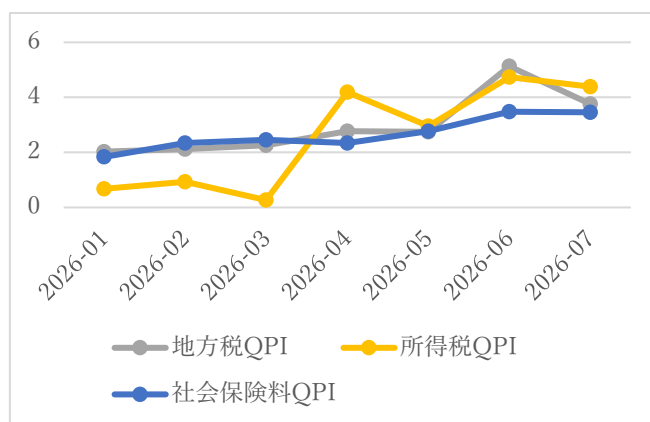
2026 年 7 月度の所定内給与 QPI は、前年同月比+3.41%となった。前月（+3.42%）と比較して 0.02 ポイントの微減となったものの、依然として 3%台半ばの高い水準を維持している。今年の春闘における賃上げ回答が、多くの企業で基本給（所定内給与）にしっかりと波及・定着している状況が窺える。厚生労働省が発表した最新の令和 8 年（2026 年）6 月分の毎月勤労統計調査（速報）においても、所定内給与の伸びは前年同月比+3.0%台と堅調な推移を示していると見込まれ、マクロ経済全体としても賃金上昇の基調に変化はないと考えられる。



一方、家計の手取り額を示す可処分所得 QPI は、前年同月比+3.47%となり、前月（+3.38%）から 0.10 ポイント上昇した。可処分所得の算出には、所定内給与だけでなく賞与や残業代などの諸手当が含まれる点に留意が必要である。

税金・社会保険料の動向と制度変更への適応

7 月度のデータにおいて顕著な変化が見られたのは、税控除関連の指標である。地方税 QPI は前年同月比 +3.76% となり、前月 (+5.13%) から 1.37 ポイントと大きく下落した。前月の大幅な上昇は、新年度の税額切り替え月であったことが要因のひとつとである。7 月に入り、この制度的な影響が落ち着き、純粋な所得増を

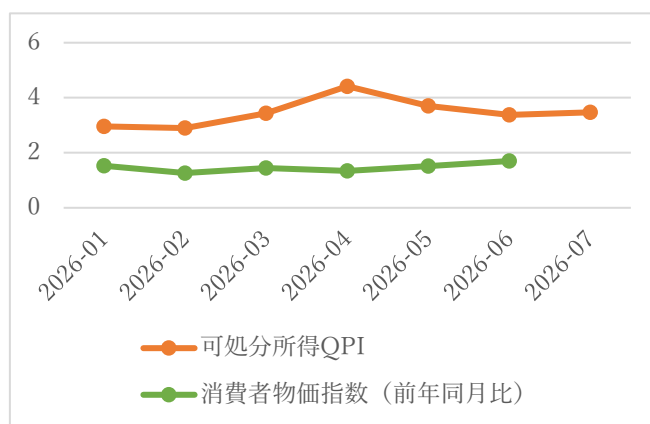


反映したより平準化された上昇率に落ち着いてきたと考察される。とはいえ、3%台後半の上昇率は、依然として賃上げに伴う課税標準額の増加を反映した十分な伸びと言える。

所得税 QPI については前年同月比 +4.39% となり、前月 (+4.74%) から 0.35 ポイント下落したものの、他の指標と比較して高い上昇水準を維持している。この背景には、賃上げによる累進課税への影響が考えられる。また、社会保険料 QPI は前年同月比 +3.46% となり、前月 (+3.48%) から 0.02 ポイントの微減にとどまり、高止まりしている。5 月より新たに徴収が開始された「子ども・子育て支援金」による被保険者負担増の影響が、定常的な控除として定着していることがデータからも確認できる。

マクロ経済環境と今後の展望

総務省が公表した最新の 2026 年 6 月の全国消費者物価指数（総合）の推移を鑑みても、現在の可処分所得 QPI (+3.47%) の伸びは、足元の物価上昇率に対して十分な耐性を持っていると見込まれる。税制度の変更や新たな社会保険料の追加といった負担増の要因は顕在化しているものの、力強い所定内給与の伸びによって実質的な家計の購買力は損なわれていないと考えられる。



今後の展望としては、2025 年度の基礎控除見直しのような税制変更や社会保険料の負担増が、今後の可処分所得の伸びをどの程度抑制するかについて、引き続き注視が必要である。名目賃金の持続的な上昇が、今後も物価や税負担の増加を乗り越えて「実質的な手取り増」として定着していくかどうか、日本経済の消費動向を左右する重要な鍵となると思われる。

参照

総務省統計局. 消費者物価指数 (2026 年 6 月分).

<https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/index-z.html> (2026 年 8 月 13 日参照)

厚生労働省. 毎月勤労統計調査 令和 8 年 6 月分結果速報.

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r08/2606p/2606p.html> (2026 年 8 月 13 日参照)